

## 令和3年9月定例会 常任委員会

### 商労文教委員会

委員長名	遊佐久男
委員会開催日	令和3年10月1日(木)、4日(月)
所属委員	[副委員長]佐々木彰 [委員] 水野透 真山祐一 渡部優生 山田平四郎 高橋秀樹 宮下雅志 吉田栄光 神山悦子



遊佐久男委員長

(1) 知事提出議案：可 決…4件  
承認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

### (10月 1日(金) 企業局)

神山悦子委員

工業用水道事業について、現在台風災害と地震被害などの改修を行っているとの説明であったが、それぞれの進捗率を聞く。

また、好間工業用水道事業のいわき市への譲渡は、今年度中なのか、まだ決まっていないのか。

工業用水道課長

まず、浸水対策等に関する進捗率は持ち合わせていないが、赤井取水場の浸水対策については、昨年度中に短期対策としてポンプ等の予備品の購入や、一部電気設備の2階への移設等を行っている。今年10月以降には長期的対策として、取水場の配水池周辺に防水壁を設ける工事やポンプ場の扉を防水扉にするなどの工事に着手する予定である。

相馬工業用水の導水管の複線化については、今年3月に工事契約を締結し現地調査や管路の資材調達を行い、去る8月に工事に着手した。今年度中に複線化した導水管に通水できる見込みである。

初野浄水場の予備電源設置工事については、去る9月に工事契約を締結し、今年度内に設置できる見込みである。

次に好間工業用水道事業の譲渡については、大口ユーザーの立地により、今後の運営に一定のめどが立ったことから、これまでも好間工業用水道に係る県、市協議会やワーキンググループで経営の現状や収支見込みについて協議を進めてきたが、今後は具体的な譲渡条件やスケジュールについて調整を図る考えである。譲渡する時期まではまだ決まっていないが、できるだけ早期の譲渡を目指して協議を進めていく。

神山悦子委員

被害を受けた設備等の改修はなかなか大変だと思うが、引き続き着実に進めていくよう願う。

## (10月 1日 (金) 商工労働部)

神山悦子委員

商21ページ、工事請負契約の減額について確認するが、ビッグパレットふくしまは最終的な工事が終わり、10月1日全面再開とのことか。

観光交流課長

今回の変更は清算のためであり、これで工事契約終了となる。

神山悦子委員

福島県新型コロナウイルス対策特別資金基金条例の一部を改正する条例の内容について聞く。

経営金融課長

この条例の改正内容は条文新旧対照表の旧欄のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う無利子貸付けの対象はこれまで旧政令から引用していたが、当該政令の廃止を受け、地方税法における同感染症の規程を参考に定義づけるものであり、支援対象となる事業者については一切変更はない。単に、今回の新型コロナウイルス対策感染症の定義を新たな表現に変えたのみである。

神山悦子委員

グループ補助金について、補助対象や国からの予算額、まだ予算が残っているとすればその額について聞く。

経営金融課長

グループ補助金は、地震等が激甚災害に指定された際に適用となるものである。今年2月の福島県沖地震は激甚災害に指定されなかったものの、特別にグループ補助金が措置されることとなり、国費と県費の合計で31億円規模の予算が2月補正で認められた。その後、グループ認定申請を受け付けたが、その予算規模を上回る見込みだったことから改めて5月にかけてグループリーダーや商工団体を通じて、どの程度の規模で申請があるかヒアリングをしたところ、約600事業者で、190億円規模の要望が判明した。

その要望をもとに、9月補正前に交付決定すべき案件が約24億円分あったため、まずは専決処分により、さらに今回の9月補正予算では約140億円を計上した。

神山悦子委員

未交付分がまだあるとのことか。未交付分があるとすれば、どのような状況か。

経営金融課長

これまでに3回の交付決定を行い、254事業者に約30億6,000万円を交付した。交付決定件数は事業進捗に伴い変わっていくが、当初の見積りは約600事業者であるため、今後約160億円分を交付決定する見込みである。

神山悦子委員

既交付件数は、当初見積りのまだ半分弱であり、今後も申請があると思うため引き続き対応願う。

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請件数及び交付決定件数を聞く。

商工総務課長

9月27日現在における申請件数は4,813件、うち部長が説明した3,103件は交付決定済みの件数である。申請件数に対する交付率は約65%で推移している。

神山悦子委員

一時金を20万円から30万円に増額した背景について聞く。また、一時金の減額条件は変わっていないのか。

商工総務課長

一時金の減額条件については、30%で変動はしていない。ただし今回は、まん延防止等重点措置の区域はもとよりそれ以外の県独自の集中対策を講じた地域の時短営業の要請期間も長期間に及んだことから、当初20万円で設定した事業者に

対して、一時金として少しでも支援する目的で、時短延長の長期化に伴い10万円増額した。

神山悦子委員

ふくしま感染防止対策認定店制度では、保健福祉部とどのように連携していくのか。また、消費者が認定店だと分かるよう、どのように周知していくのかも含めて、この制度の内容を聞く。

商工総務課長

当該制度では、保健福祉部において飲食店の感染防止対策が、基準どおりに行えているかをチェック項目に沿って判断し、適切な対策が実施されていると確認された店舗を認定店として登録し、ステッカーを配布して安全・安心な店であることをPRする制度である。

ただし、認定店に対するインセンティブが少し足りないとの意見があったことから、この認定制度の普及拡大にプラスとなるよう、努力をした店舗に少しインセンティブを与え、そして経済活動を活性化させるという2つの狙いを持ってこの制度を設計した。

神山悦子委員

このインセンティブの内容について聞く。

商工総務課長

インセンティブについては、プロポーザルを行い事業者を決定した。イメージとしては、電子決済を用いる店舗には約30%のプレミアム率を加えるというものである。一定のプレミアムを与えることで、そうした認定店に消費者が行くようになり、収益増につなげることを1つの目的としている。

また電子商品券にすることで、決済の迅速化あるいは非接触による感染防止を図るメリットも同時に担っている。詳細については、随時発表等していく。

神山悦子委員

電子決済機器の設置は事業者側の負担が大きいと思うが、このことに対しては何か考えているか。

商工総務課長

電子決済導入に当たっては、プロポーザルにおいて手数料、事業者の負担を発生させないことを前提としているため、基本的に事業者負担は発生しない。

神山悦子委員

手数料がかからないことをアピールすべきと思うため、飲食店に周知するよう願う。

また、昨年の消毒液等購入のための補助金はもう使い切っていると思うが、この点についてどのように考えているか。

経営金融課長

感染防止対策の費用については、補助金や交付金として既に交付済みであるため、対応されたものと思う。今後の景気回復期においては、電子商品券による消費喚起策や需要喚起策と感染防止対策とを両立させ、事業者を支援していく。

宮下雅志委員

県民割プラスが始まるが、ホテルや旅館宿泊者に対する日本酒のプレゼントキャンペーンを大いに期待している。

それに先駆けた日本酒のクーポン事業は、非常に評判がよかったと思う。これまでの実施内容、成果と課題、加えて今後の対応について聞く。

県産品振興戦略課長

今年度初めて、県内の酒屋を対象にふくしまの酒応援店を募集したが、前期で718店舗を登録した。

この応援店で、県内で製造された日本酒の購入に使える1枚200円分のクーポン券を配布し、来年1月末までキャンペーンを実施する。クーポン券作成の予算は48万枚分が計上されており、8、10、12月と3回に分けて各応援店に配布する予定である。初回の8月分では、応援店へある程度均等にクーポン券を配布したが利用状況にばらつきがあり、1週間足らずで完売した店舗もあった。

10月から第2回のキャンペーンを行うが、初回にクーポン券が完売した酒屋に対しては、利用状況に応じて多めに配布し、県産日本酒の消費拡大に向けて利用してもらう予定である。

宮下雅志委員

10、12月については、クーポン券が完売した店舗には手厚く配布するとの改善を行うとのことであり、今後もきめ細かな対応を求める。

また、県民割プラスに関連するかもしれないため聞く。以前の県民割の際に、ある者が使おうとした地元の旅行会社から、申請書類が多いため作成手数料として3,000円を求められたとの話を聞いたが、実態として把握しているか。

観光交流課長

これまであまり聞いたことのない話である。今回の事業開始に当たっては、旅館やホテル、旅行会社向けにマニュアルを整備して手続を説明しているが、手数料は必要としていない。

宮下雅志委員

実際に経験した人から直接聞いたため伝えた。そのようなことがあると県民からの評判が芳しくなくなるため、適切に指導するよう求める。

県民割プラスによる経済活性化は非常に期待でき、前回も相当よい状況になった。今回も積極的に行いながら、経済や観光業の活性化に結びつけてほしい。

水野透委員

宮下委員の質問に関連するが、観光交流局長からも県民割プラスについて言及があった。仕組みとして、旅館やホテルに対する支援にはなっているが、旅行者に対する支援にもなっているのか。

また、給付金の入金まで2か月程度かかるようだが、タイムラグの短縮はできないのか。

観光交流課長

まず前段の部分だが、県民割プラスの実施に際しては、旅館やホテル、旅行者それぞれに昨年の実績、施設の規模等に応じた予算額を配分している。

後段の部分については、外部の県観光物産交流協会へこの業務を委託しているが、旅館やホテル等へできるだけ早く支給できるように調整しながら進めている。

神山悦子委員

県民割プラスをまん延防止等重点措置の解除と同時にを行うのは疑問である。確かに感染者数は1桁台となり減ったと思うが、ここで気を緩めると再び波が来て同じことの繰り返しになる。もう少し時間をおいて、少なくとも半月、1か月後でよかったのではないか。解除と同時に開始すると、人流を促すことになるため非常に心配している。なぜ、同時にしたのか。

観光交流課長

本県ではまん延防止等重点措置が解除されたこと、県内全域で基本対策に移行したこと、県内の指標がステージ2となり国の補助金の使用条件を満たしたことから、本日より県民割プラスの受付を開始した。

今年度は、ゴールデンウィークや夏休み期間に移動自粛の協力を求めたため、県内の観光事業者は観光需要をなかなか享受できていない部分があり、感染防止を踏まえながらできるだけ早く経済の活性化につなげたいとの思いから、この時期の開始を決定した。

(10月 4日 (月) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

個別的労使関係調整事件について、新たな申請1件とさきの申請2件の内容の説明と、どのような事例が合意に至らな

かったのか。

また、打切りになったとの説明だが、これで全て終了となるのか。

次長兼審査調整課長

個別的労使関係調整事件について今年度は現在3件の申請があり、1件については前定例会で説明したとおり、当事者間の歩み寄りにより和解となり解決に至った。

残りの2件について、6月の申請は、契約期間を定めて除染の業務に従事していた労働者が、雇用期間の途中で解雇されたことについて納得がいけないと、残り契約期間の給与の支払い等を求めたものである。これに対して会社側は、不当解雇との申請者の申請は認めないものの、金銭解決を図る余地があるとの申出があり調整を行った。申請者側が会社側の示した金額に納得できないため、委員がこれ以上の調整は困難と判断し、打切りとなった。

もう1件は7月に申請があり、鉄道関係事業に従事する再雇用職員が、委託業務の工事で副監督員として従事していたところ、工期内に竣工できず会社に損害が発生したとして、会社側から懲戒処分を受けた。この懲戒処分の撤回を求めて調整の申請があった。申請者側は懲戒処分の撤回ではなく、軽減でも受け入れる余地はあるとのことだったが、会社側の主張としては本人にも弁明の機会を付与するなど、社内の規定に従い適切な手続により処分を決定したものであり、撤回や軽減に応じることはできないとのことで、当事者間の合意に至らず打切りとなった。

結果2件とも打切りとなり、当委員会としての扱いはこれで終了となったため、労働局での同様の調整や、裁判所での労働審判などの手続や制度があることを案内している。

神山悦子委員

除染関係の事例で期間の定めがあったにもかかわらず解雇されることがあることを認識した。このような事案が今後も考えられるためアンテナを高くして対応願う。

次に9月末までに受けた労働相談228件の主な内容を聞く。

次長兼審査調整課長

昨年度同期比で11件の増で、昨年とほぼ同様の相談数となっている。

相談の内容として、パワハラや嫌がらせなど人間関係についての相談が47件と最も多い。続いて退職に関する相談が42件、賃金未払いが29件で、昨年度とほぼ同様の傾向にある。

神山悦子委員

未払いや労働に関わるものに加えて、パワハラに対する人権意識は国内、県内でも高まっているため、このような相談は今後も増えると思う。職場内の言動や上司との関係などは今後の課題になると思うため、様々な知見や考え方を労使双方に広めることが労働委員会の役割である。

高校でワークルール教育を行う際は、こうした内容を広く伝えてもらいたい。また、申請や解決について互いに取り組むことが必要であると意見として述べる。

## (10月 4日 (月) 教育庁)

神山悦子委員

田島高校の用地取得に係る登記予算が計上されているが、どのような内容か。また、特別支援学校の整備費が田島高校や安達高校にも計上されているが、田島高校については用地取得との関係も併せて説明を求める。

施設財産室長

学校用地取得事業について、田島高校の敷地に法定外公共物（里道）があり、今は町の所有となっているため確定測量し、県で無償譲渡を受け登記を行った後でなければ建築許可が下りないため行うものである。

続いて、特別支援学校整備事業の土地の関係であるが、基本的に南会津特別支援学校については、田島高校の敷地に整

備することになっている。

神山悦子委員

特別支援学校の敷地内に里道があるのか。

施設財産室長

里道は特別支援学校予定地の敷地内を通っており、解消しなければ建築許可が下りない。

神山悦子委員

安達地区特別支援学校について、今年度のスケジュールを聞く。

施設財産室長

今年度の予算要求額7,590万円のうち、安達地区の特別支援学校については、7,000万円程度で地質調査、設計を行うとともに、本宮高校校舎の測量調査設計を行う計画としている。

教13ページの債務負担行為については2か年にわたって行う事業で、今年度は前金分として残りの残額に対して債務負担行為を設定した。設計終了後、順次建設工事に着手して、開校時期に間に合うように工事を進めていく計画となっている。

神山悦子委員

二本松市とどのように協議していくのか。無償譲渡など予算上の取扱いや今後の予定について聞く。

施設財産室長

安達地区特別支援学校二本松校舎の土地については、二本松市から無償貸与を受けることになっている。二本松市が粗造成まで行い、県が建物と外構を整備していく方向で同市と協議を進めている。

神山悦子委員

二本松市が、土地を無償提供して粗造成までの費用を負担するとのことか。

施設財産室長

この敷地は、二本松市が使っていたが学校用地としては面積が不足するため、二本松市でのり面を削るなどの粗造成を行う方向で協議を進めている。

神山悦子委員

県が全て負担するべきである。二本松市は地元の要望を踏まえて土地を提供したと思う。本来であれば県が造成に係る工事も含め行うべきだと思うが、どのように考えているのか。

施設財産室長

そのような考えもあると思うが、二本松市との協議による調整結果のため、今回は市側が粗造成費を負担することで進める。

神山悦子委員

田島高校と南会津高校統合校の敷地内の寄宿舎整備について、買取り方式はあまり聞いたことがないが、なぜこの方式としたのか。

県立高校改革室長

田島高校と南会津高校の統合を令和5年4月に予定しているが、統合直後からすぐ生徒を受け入れるために安全性を確保しつつ最短の工期となるように選定を行った。そのため今回は買取り方式による整備方法とした。

神山悦子委員

部屋数などどの程度の規模か。またどこに建設する計画なのか。

県立高校改革室長

収容定員26名を想定しており、2人部屋を13室整備する予定である。建設場所は現在の田島高校の敷地内を予定している。

神山悦子委員

田島高校の敷地内に寄宿舎を建設するとのことだが、統合校のほか寄宿舎や特別支援学校が同じ敷地内に建つイメージか。

県立高校改革室長

田島高校の敷地は非常に広く、寄宿舎や特別支援学校の整備を併せて行っても十分な面積がある。

神山悦子委員

高校生用の寄宿舎と思っていたが、特別支援学校の生徒も必要があれば入舎できるとの理解でよいか。

特別支援教育課長

南会津地区に設置する特別支援学校については、寄宿舎は設けずに通学バスを走らせることで対応する。

山田平四郎委員

2つの調査結果を踏まえ、学力向上対策会議を開催し学力向上を進めるとのことだが、結果をいつまでにまとめ、いつから実施していくのか。

義務教育課長

学力向上については、頑張る学校応援プランでも学力向上に責任を果たすと言いながら、今回の全国学力・学習状況調査の結果が全国的に低かったことを本当に深く重く受け止めている。

特に算数、数学に課題があることが明らかになっており、県、市町村、学校では結果の詳細な分析作業を進めている。

令和3年11月30日に開催する県の学力向上対策会議に分析結果を提出し、そこで効果的な対策を議論及び検討する。

会議後は、その対策に基づいて実践し、翌年1月には進捗状況を確認した上で、さらに検討を重ね、次年度の事業等に生かしたい。

山田平四郎委員

算数・数学が非常に低いため、新年度4月からは各学校で対策を講じ学力向上に向けて取り組むよう願う。

神山悦子委員

第7次計画を年内に策定するとのことだが、人材の育成というと企業に役立つ人材、福島イノベーション・コースト構想に役立つ人材となりがちな点はどのように考えているのか。

また6つの施策は激変した本県の子供たちの10年間と今後もそれが続くことを踏まえたものなのか。

施策5の「人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる」との施策は、どのような意味で掲げたのかが分からない。少人数学級の実現、防災・耐震化は進んで行ってきたと思うが施策の「安心して学べる環境を整備する」は完全に100%ではない。この施策を記載した理由を聞く。

教育総務課長

人材育成の質問については、社会のためなのか個人のためなのかとの趣旨に近い話かと思う。資料1ページの「学びの変革の推進に向けて」では、Well-beingの実現について掲げた。個人の幸せはもとより、よりよい社会をつくるためなど2つの性質があることを踏まえて進めていく必要があると考えている。自分の人生を切り開くたくましさ、それから社会を、地域を創造するとの両方の観点を盛り込みながら、子供たちを育てていきたいとの思いからこのようにまとめた。

次に6つの施策について、激変した子供たちの状況をよく踏まえているかとの質問については、全国的に言われているSociety5.0だけではなく、本県で東日本大震災が発生し、今でも根強い風評・風化、避難者がいる状況、これからも復興・創生に向けて努力をしていかなければならない状況、創生の過程でどういったことに向き合ってきたのかをきちんと検討した上で施策を立てた。

また、施策5の「人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる」については、生涯にわたって心身ともに健康で学び続けることや仕事、趣味の活動、地域への参画、社会貢献などを通して、それぞれが生きがいを持つことができるよ

うにする必要があることから設定した。地域での活動の機会や生涯学習の充実などについては、知事部局とも連携をしながら進めていく必要があると考えている。

最後に「安心して学べる環境を整備する」だが、耐震化などが一部完了していない部分について市町村と連携しながら引き続き進めていく。少人数教育、学校施設整備など、安心して学べる環境を整備することは不断に取り組んでいかなければならない課題であることから記載した。

水野透委員

第7次計画概要4ページの中段で、中学3年生で英検3級以上が50%、高校3年生で準2級相当が50%となっている。文部科学省でも目標を設定していると思うが、国の目標と県の目標に差があるのか。

また本来ならば100%を目指すべきだと思うが50%に目標を設定した理由を聞く。

高校教育課長

高校の場合、英検準2級以上相当の英語力を有する生徒の割合を50%としているが、国の第3期教育振興基本計画の目標値に合わせて50%とした。100%を目指していくことは大切かと思うが、高い目標によってモチベーションが下がることもあることから50%とした。

義務教育課長

英語教育実施状況調査における本県の中学生の英語力は残念ながら全国と比べて低い状況である。そのため、小中学校の英語力の目標値については、近年の結果の推移をもとに、これからの9年間で必ず達成する基準として50%に設定した。

宮下雅志委員

今回の目指すべき教育の姿で本県ならではの教育の推進、学ぶ意義や学力の捉え直しとの項目がある。学びは正解のない社会に向き合うための道しるべとなるものとあるが、生きる力を育む、地域の担い手、民主主義の担い手という自分で考えて行動する人間をつくり上げることが実現できれば非常に素晴らしい教育になる。これからの学び方として、一方通行の画一的な授業から個別最適化された学び、協働的な学び、探究的な学びへと変革するとあるが、この3点について聞く。

教育総務課長

個別最適化された学びについては、子供たちの学習進度や興味・関心などに応じて学習の活動を工夫していく。協働的な学びについては、様々な学校内外の関係者と対話、協働しながら学んでいく。探究的な学びについては、自ら課題を設定したり、その課題をどのように解決していくのかを様々な情報分析しながら探究していく。そういった学びに変革していく必要があることから計画へ記載をした。

宮下雅志委員

実現できれば非常に素晴らしい教育になっていくと思う。ただ、今までもそうだが理念や方向性が示されても実現する上で予算や人の配置等、周りの環境整備が目指すべき目的に迫っていない。少人数教育を行うといっても現場の教員の対応、TT（チームティーチング）を行うとしてもその配置が上手くいかないなど、周りの条件が整わないケースが結構多かった。今回これを実現するに当たり教員の資質もさることながら環境を整えていくことが重要だと思うが、どのように考えているのか。

教育総務課長

指摘のとおり、環境を整えていくことが非常に重要であると考えている。個別最適化された学び、協働的な学びではICTの整備が必要になるとともに、教員の資質が重要となってくる。

施策1や施策2の中では、ICTの環境整備や教員の研修などを設定しており、教員の働き方改革を進めながら、どうしたらこの学びが実現できるかをきちんと考えていく。

宮下雅志委員

これが実現されれば本県の教育も理想的な形に近づいていくと思うため、課長が今述べたように周りの環境整備も含め

て、学力だけでなく総合的に施策の展開を考えるよう願う。

神山悦子委員

私も教育予算の拡充が必要だと思うし、教員の数も足りない。様々な施策を展開するには予算が必要だが、この間ずっと変わらないのであれば、せっかく策定した計画が実現できないと思うが、教育予算の拡充についてどのように考えているのか。

教育総務課長

教育予算については、教育庁でも必要な予算をしっかりと確保していく必要があると考えている。少子化の状況や年度ごとの課題に応じて必要な予算を要求しているが、引き続き財政当局と相談をしながら予算確保に努めていく。

神山悦子委員

この指標は確定版との理解でよいか。

教育総務課長

本日は福島県総合計画に入っている指標を添付したが、これに加えて必要な指標を追加していく。

神山悦子委員

これからパブリックコメントもあるとの説明であったが、それらの意見も踏まえながら必要なものは加え、不必要なものは外すことも当然あってよいと思う。

不登校の児童生徒数の出現率については、これからどのように定めていくのか。

教育総務課長

不登校については、法律上も休養を要する児童生徒は一定程度いるとなっており、不登校児童生徒を数値として目標設定することが馴染まないことから目標値は設定しないこととしている。

なお、毎年度数値を把握し適宜、適切に対応していく。

神山悦子委員

数値を把握しておくことは私も必要だと思うため、考え方を整理しておく必要があると思い、意見を述べた。また、今後県民にパブリックコメントを行うのか。

教育総務課長

パブリックコメントについては、既に今夏に実施しているためその意見を確認、集約、検討している状況である。なお、福島県総合計画に掲載している指標については、部門別計画にも盛り込むことになるが、それ以外にどのようなものを盛り込むかを引き続き検討していく。

真山祐一委員

先ほども宮下委員から話があったが、教育環境の関連で長時間勤務の教職員が一定数存在するとのことで、施策2にも記載されているが、教育長の説明でも、一定の効果がありながらもいまだに根強く残っているとあった。現在多忙化解消アクションプランの改定作業を進めているかと思うが、どのような施策が実際に効果を発揮して勤務状況の改善につながったのか。また80時間を超える教職員が何を抱えているのか、現状分析も含めて聞く。

職員課長

教職員の多忙化解消アクションプランについては、平成30年度から令和2年度までの3年間の取組として策定した。教育長から概要を説明したとおり、目標の30%を達成したのは一部の職種のみだったが、総じて時間外勤務の削減に一定の成果が上がっているものと考えている。

このアクションプランの中で様々な取組を行ったが、例えば夏季休業中の学校閉庁日の設定、児童生徒の一斉下校日の設定などが非常に効果があった取組として調査の結果に現れている。そのほかに、部活動の休養日、練習時間の上限を設定したことが効果があったと考えている。

一方80時間を超える超過勤務も依然としてあり、その主な要因を分析すると部活動やクラブ活動の業務負担が大きい。

引き続きこれらの在り方を含め見直しを進めていく。

また、一般業務の中で例えば成績処理も業務負担が大きいとの意見があり、統合型の校務支援システムを適切に運用していくなど、多忙化解消に向け取り組んでいく。

真山祐一委員

もっと詳細に分析して改定に向けて取り組んでいくと思うが、目指すべき教育の姿を実現するための大変革に対応していくには、ある程度多忙化が解消された上で、教職員がしっかり対応できる環境を整えていかなければならない。そうしなければ現場に様々な負担が押しつけられることになる。そのようなことも含めて次期教育計画の中にも大きな視点として加えるよう検討願う。

山田平四郎委員

教職員のワクチン接種について、ワクチン接種希望者は84%や92%との数字が示されているが、教職員は夏休み中にできるだけ接種できる体制を取ったと思う。教職員の総数からすると、どの程度のワクチン接種が行われているのか。

福利課長

教職員のワクチン接種について、県立学校の教職員に調査を行ったところ約95%が接種を希望しており、そのうち約8割を超える教職員が9月末までに2回目の接種を終了している。

山田平四郎委員

その数字はもう聞いている。教職員の総数を聞いている。

福利課長

総数については、県立学校の他に市町村立学校もあり市町村によっては希望者数や教職員数を把握していないため、人数を述べるのが難しい。先ほども述べたように県立学校については、全体の教職員のうち約95%が接種を希望し、9月末までに8割を超える教職員が2回目の接種を完了する。希望者全員の接種に向けて取り組んでいる。

山田平四郎委員

教育総務課長から発表があった第7次福島県総合教育計画については、2022年からの実施ではあるが、子供たちが安心して学べる環境について福利課長はどのように考えているのか。

福利課長

多くの教職員にワクチンを接種してもらいたいが、接種は本人の希望による。安全・安心のために1人でも多くの希望する教職員が接種できるよう取組を行っていく。

山田平四郎委員

教職員はエッセンシャルワーカーの部分がある。私事で大変恐縮だが長女も30歳を過ぎて夫もワクチンを打ち終わっているが、娘の長女は7歳でワクチンを打っていない。親が学校に直接教職員の接種状況を聞けない中で安心して子どもが学校に通うためには教職員がワクチン接種をして、アレルギーや疾患があってもワクチンを打てない教職員に対してはきちんとPCR検査を行い、親が安心して子どもを学校に送れる体制をつくる必要がある。法律的には接種は義務ではないことは重々承知しており、2022年からではあるが第7次福島県総合教育計画で安心して学べる環境を整備するとある。子供を安心して学校に通わせる体制を考えるならば、学校に行っても感染症を心配しないような状況をつくるのが大切である。

教職員に接種を強制できないが、疾患のある教職員はPCR検査をやり、どうしても打てない教職員にはよく事情を聞く。学校の教職員から子供に感染させないようにする。いわき市では子供から親が感染したケースがあるが、6～7歳の子供もワクチンを打てる法律が整っていないため新型コロナウイルス感染症が収まっているこの時期に体制を整え、小中学校は各市町村教育委員会だからと任せたままにせず、統計をとってきちんと指導していくことも県教育委員会の役割の一つだと思うため、最後に教育長から基本的な考え方を聞く。

教育長

学校に子供を安心して通わせたい保護者の立場からの意見としてはもっともだと思うが、ただ100%となると様々な事

情でワクチンを打てない者、どうしても打ちたくない者もいるかもしれないため、現時点では一人一人に強制的な意味での確認までは行っていない。

先ほど福利課長が答弁したとおり、教育庁としてはそこまで踏み込まないぎりぎりの範囲でワクチン接種を進めたいと思っているが、最後のところだけは踏み込まないようにしている。もしワクチンを打ちたいと思っているがなかなか順番が回ってこない教職員には、市町村にも協力を求めて本県教育委員会の橋渡しにより接種できる環境を整え接種促進を行っている。

エッセンシャルワーカー全体についての話はもちろん議論としてあるかと思うが、国全体で陰性証明の話も含めて今後の仕組みをどのようにつくっていくのか、その議論に合わせて考えていかなければならないと思う。一般人に比べるとワクチンを打とうとする教職員は非常に高い比率であることは課長も述べたとおりである。今の段階では強制的に100%にするところまでは踏み込めない。

山田平四郎委員

100%を目指すことができないことは重々理解しており、強制するものではない。ただ基礎疾患があったりどうしてもワクチンを打てない教職員には、PCR検査をするなど安心して学校に送り出せる体制を整えてもらいたい。

神山悦子委員

山田委員に関連して県立学校の場合、ワクチン接種希望者が95%でそのうち9月末までに8割しか終了していないとのことだが、その理由を聞く。

福利課長

市町村立学校よりも県立学校の接種は遅れている状況にある。6月18日に県の新型コロナウイルス感染症対策本部で教職員への接種が推奨されたことを受け、市町村に教職員のワクチン接種を同日付けで依頼した。市町村立学校については市町村が所管のためすぐに名簿を作成し対応できた。また、市町村によっては小中学校で既に始まっていたところがあった。

県立学校については6月末に希望者の名簿を集め市町村や県立学校ごとに名簿を振り分けて市町村に提供し、市町村のやり方で対応してもらった。そのためタイムラグが発生してこのような結果になっている。

なお、早く打ってもらうためこの調査を9月に行った際に、改めて市町村長に対して優先接種を依頼した。市町村や大学での職域接種においても接種できるよう、予約が取れていない教職員の名簿を9月に提供し対応してもらった。中核市の大規模接種会場にも教職員枠を設けて接種してもらうなどの取組も続けている。

神山悦子委員

引き続き接種が進むよう支援してもらいたい。PCR検査を定期的に2週間に一度行うなど国の方針を待たずに対策するよう要望する。

田島高校と南会津高校の統廃合について、会津地方の地域協議会から陳情が出ている。会津地方も含めて、両校の統廃合については地域振興や人口減少対策から見ても逆行するのではないかと、やめてもらいたいとの意見があり、私は見直すべきだと思う。各所から反対の声が出ているが、このまま進めてよいのかと思うためもう一度説明願う。

県立高校改革室長

県立高校改革については、現在前期実施計画に基づき進めており、少子化が急速に進行している中であっても、学校教育の充実をしっかりと図っていくことが最も大切だと考えている。基本計画で望ましい学校規模は4～6学級としているが、少子化により小規模の学校が非常に多くなっている。田島、南会津両校においても2学級規模で生徒も半分程度しか集まっていない状況があり、学校改革は喫緊の課題であることから計画に基づき進めていきたいと考えている。

神山悦子委員

地域の声は全く聞かない。一応話は聞くが、聞いたと言いつつながら方針は変えないのであれば聞いたことにならない。

子供たちの寄宿舎の負担については、統廃合しなければ生じない費用である。自宅通学であれば生じない負担について

どのように考えているのか。

県立高校改革室長

まず地域の声を聞いていないとの指摘であるが、各対象校を含めた地域において、県立高等学校改革の懇談会を実施して地域の声を聞き、そこで出た意見で高校改革に生かせるものについては積極的に生かしていく。

次に寮費については現在検討中であるが、ほかの県立高校の寄宿舎と同様、基本的には食費、光熱費といった必要な経費の徴収を考えている。

神山悦子委員

舎監はどうするのか。

県立高校改革室長

夜間の寄宿舎管理のため舎監を設けて運営していく。

神山悦子委員

川口高校は、寄宿舎があるにもかかわらず舎監を置かなくなったり、町の負担になったりした。子供の安全はもちろん、新しく設置するのであれば万全の対策を取る必要がある。

市町村負担にならないようにすべきと思うが、どのように考えているのか。

県立高校改革室長

川口高校の寄宿舎においても舎監を置いている。これから整備しようとしている統合校の寄宿舎についても、夜間の管理をするため舎監を設置する予定である。

神山悦子委員

舎監を設置するのであれば県が負担することを明確にする必要がある。

統廃合によって生じる通学費の補助などについて聞く。

県立高校改革室長

通学費の助成については、県立高校の統合に伴い遠距離通学や下宿が必要になる生徒も想定をしておき、生徒の負担をできるだけ軽減するため通学費の助成制度を検討した。具体的には、統合することによってこれまで通学していた高校から、別の校舎に通学しなければならない状況が生じる高校生については、統合前後の通学費の増額分に対して助成を考えている。

また、統合前年度の中학생についても助成を検討している。統合により使用しない高校が出てくるが、その高校を最寄りとする周辺中学校に在籍している生徒に対して統合校に通学する場合の助成を検討しているほか、統合によって下宿が必要となる生徒についても助成し、いずれの場合も住民税の非課税世帯については、より手厚く支援したいと考えている。

神山悦子委員

そもそも統廃合しなければ個人負担はないと思うが、通学費はまだ固まっていないのか。高校生と中学生でも違うし、以前説明があった3万円を超えた分に対する支援と今の説明は違うように思うが、どのように理解すればよいのか。

県立高校改革室長

高校生については、別の校舎に通学することで通学費が増額する場合の差額分について助成を行う。

中学生については、公共交通機関6か月の定期代を基準として、3万円を超えた分の2分の1を助成する。住民税非課税世帯には2分の1ではなく4分の3とし、手厚くしている。

神山悦子委員

不明確だといけないため、通学費の考え方を整理し資料として提出するよう求める。もし整理できるのであれば委員長から執行部に提出を求めてもらいたい。

遊佐久男委員長

今説明した内容を資料として準備できるか。

県立高校改革室長

明日までに準備する。

遊佐久男委員長

お諮りする。

資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

遊佐久男委員長

異議ないと認め、明日までに15部の提出を求める。

神山悦子委員

寮や通学費については、これから説明するのか。

県立高校改革室長

通学費の助成については統合に関係する一部の高等学校や中学校において、学校や生徒、保護者が分かりやすいようなパンフレット等の資料を使い説明していく予定である。

神山悦子委員

これから説明するとのことで、地元住民からこれまでも質問、意見があったと思うが、意見に対してきちんと対応してもらいたい。

私は県立高校の統廃合を行えば地域は疲弊するばかりであると、反対の意見を述べる。関係者にはきちんと説明し、理解できないのであれば検討して関係者の立場に立つべきだと思うが、どのように考えているのか。

県立高校改革室長

今後も地域住民に対して丁寧に対応し、統合や様々な仕組みも含め理解を得られるよう努めていく。

宮下雅志委員

特別支援学校における通学の安全確保について、どのように対応しているのか。

特別支援教育課長

特別支援学校の児童生徒の安全な通学について、まず小中学部は通学バスを配備して希望者に利用してもらっている。また児童生徒の実態によって、落ちついてバスに乗れない児童生徒もいるため保護者や事業所等による送迎を利用して、安全に登下校できるよう努めている。

また、高等部については、基本的に自立と社会参加を目指して自力通学としており、定期的に職員による通学指導や交通安全教室を実施して生徒が安全に通学できるよう努めている。

宮下雅志委員

県立特別支援学校全体整備計画が平成25年3月1日に公表されているが、知的障害を持つ児童生徒が在籍する特別支援学校10校のうち9校がスクールバスを配備している。スクールバスを配備しない1校は猪苗代支援学校とのことだが、なぜ当校だけスクールバスがないのか。

特別支援教育課長

猪苗代支援学校については、今から約45年前になると思うが、障害者支援施設の磐梯荘の隣に関連施設として開校した経緯がある。主に磐梯荘に入所する子供たちを受け入れることから通学バスを配備していなかった。近年、知的障害を持つ子供の増加に伴い、他の特別支援学校の規模が大きくなる傾向にあるが、猪苗代支援学校については現在も少人数学校であるため通学バスの配備はない。

宮下雅志委員

今のところ少人数のため通学バスが必要ないとの話だが、小中学部24名、高等部21名の合計45名が猪苗代支援学校に通学している。平成25年3月に策定された全体整備計画では各校の児童生徒数の増加及び居住地区の状況により、バスコー

スの変更、バスの大型化、増便等の対応が示されてるが、現在猪苗代支援学校の保護者からここ数年にわたってスクールバスの配備を要望する声が上がってきている。ところが、残念ながら県に届いておらず、検討すらされていなかったと聞いている。今は猪苗代支援学校の児童生徒全員が磐梯荘から通っているわけではない。時代の流れとともに通学方法も相当変化している。猪苗代町の冬は危険で、最近熊の出没もある。児童生徒の通学の安全を確保する意味でも前向きに検討していくことが必要な時期だと思うが、考えを聞く。

特別支援教育課長

猪苗代支援学校へのバス配備について、一部の保護者から要望が上がっていることは、学校からも聞いている。要望者自体は少数であると聞いているが、仮に配備する場合、どの程度の子供が利用するのかなど、学校と連携して必要な情報を確認しながら対応していく。

神山悦子委員

教職員による性暴力関係のアンケート調査について、回答者数が少ないと思うがどのように調べたのか。無記名投票ではなかったと報道されていたが記名のアンケートだったのか。

職員課長

セクハラとパワハラに関する教職員の調査について、県内の公立学校全教職員を対象に実施した。アンケートは指摘のとおり記名式で実施した。

神山悦子委員

なぜ記名式にしたのか。

職員課長

記名式とした理由については、今回の調査が学校現場におけるハラスメントの実態把握を目的としており、深刻な事案があることも想定されたため、その後の対応として個別調査も念頭に記名式で実施した。

神山悦子委員

逆ではないか。深刻な実態があればあるほど記名では書けないと思う。無記名だからこそはっきり分かるのではないか。それを見た上で学校現場に問題があると分かれば、きちんと対応を講ずる必要があると思うが、この調査は無記名でやるべきだと思う。記名でこれだけあるならば書いていない人もいるのではないか、もっと実態があるのではと思う。無記名方式で全体をつかむ方法に切り替えるべきだし、その上で調査を行い対策をしていくべきではないか。

職員課長

先ほどの繰り返しになるが、事案を特定し、その後の調査や場合によっては処分も含めた対応を行うことを目的として記名式とした。指摘のとおり記名式によって回答をためらう職員もいると思うが、ハラスメントに関する相談窓口を今年から設置し、電話やメールで個別に相談できる体制をとっている。それも併せて周知しながら今回アンケートを取っている。

神山悦子委員

窓口はどこに設けたのか、また、誰が受けるのか。

職員課長

ハラスメント窓口については、職員課に設けており職員課の担当が対応している。

神山悦子委員

職員課に窓口があってもいいが第三者機関等にも相談できる窓口を設けるべきだと思う。これは深刻な問題であり、氷山の一角だと思っている。本当に根絶するとの立場に立てば、その人たちがしっかりと訴えられるような場面をつくる必要があると思うため、今後も検討し周知するよう要望する。

次に教職員の多忙化について、先ほどの計画で終わりになるのか。

職員課長

先ほど平成30～令和2年度までアクションプランを策定して取り組んできたと言ったが、これに続きアクションプランⅡとして3～5年度まで引き続き多忙化解消に取り組んでいく。

神山悦子委員

引き続き取り組むよう願う。先ほども様々やり取りがあったが、新型コロナウイルス感染症による業務の様々な影響は当然加味しなければならない。同時に通常の業務であっても、持ち帰り残業をしている状況に光を当てなければ、いかにも縮小したように見える。総量としては変わっていないのであれば本当の解消にならないため、持ち帰り残業を解消するためにも教職員を増やす必要があるのであれば言わなければならないし、今のままでやりくりしようとするためなかなか解決できないのではないかと思う。

震災以降様々な問題があり、原発事故や災害にも対応しなければならず頑張ってきた。教職員の生活や健康を守るために計画を策定したわけで、実際に解消できないのであれば次の対策を打たなければならないと思うため、教職員の働く環境改善について教育長に聞く。

教育長

神山委員の指摘と教育長の考えに大きな違いはないと思っている。教職員の多忙化について、時間的な多忙もさることながら、学校に求められることが非常に多くなっている。先ほどの学力向上をはじめ、家庭環境や地域の問題、特別支援を要する子供、さらに本県の場合には、原発事故の影響を受け様々な課題を抱えており、勉強を教えること以外の多くが学校に求められている現状がある。その中で教職員が頑張っているわけだが、なかなかゆとりを持って子供に向き合うところまでいっていないのが実情である。

職員課長が説明したとおり今回アクションプランを3年間実施し、様々な努力をした結果、トータルとしては減少している。なお、昨年はコロナ禍で部活の大会が軒並み中止となり、下がった部分があれば、逆にコロナ禍で日頃行わなくても済む対策を行う場面もあり、プラスとマイナスの両方ある。そのような通常とは違った要素もある中で、先ほど質問があったとおり様々な分析をして、最も効果のあった対策や、持ち帰り残業についても把握している。

今後も反省するところは反省し、また目標を立てるところは立て、市町村やPTAの代表も入ったプロジェクトチームにおいて対策を議論し、毎年効果を検証しながら取り組んでいく。計画は決して終わりではなく、新しい計画をつくって動き出している。前回までの総括として時間をかけて分析し分厚い資料を作成したためそこを今回説明したが、これで終わりではなく今後もしっかり取り組んでいく。

神山悦子委員

教育長の取組を注視していく。必要な財源はしっかりと要望するよう願う。

渡部優生委員

県立高等学校改革における後期実施計画の策定にあたり、前期実施計画の課題を踏まえてどのように策定するのか。

県立高校改革室長

後期実施計画の策定については、基本計画の10年間のうち前半5年間は前期、後半5年間は後期となっている。前期実施計画については様々な意見が寄せられているが、令和3年度に統合校2校が開校し、来年度には5校、さらに再来年にも5校開校することから、今後生徒の志願動向や各校の特色化、魅力化がどの程度進んでいくのかを注視しながら進めていきたい。

後期実施計画については、現在2月定例会に向けて策定作業を行っており、本年度中に策定、公表を行う。前期実施計画の公表については計画期間の開始直前の発表になったが、今回は早めに公表することで中学生が後期実施計画を理解した上で学校を選択できるようになり、地域への説明の期間も確保できると考えている。

渡部優生委員

前期実施計画の場合は突然公表され、地元関係者が理解する時間や議論する時間もない状況で進んでいった印象があった。突然発表されて地元では混乱したとのことなので、前回の課題を踏まえ後期実施計画の策定をしてもらいたい。2月

定例会までには後期実施計画が出てくることなので、その段階で改めて議論したい。